

第 4 次

山中湖いきいきプラン



目 次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 計画策定の背景	3
第2章 山中湖村を取り巻く現状	5
1 統計データからみる現状	5
2 アンケート結果からみる現状	7
第3章 施策の体系	10
第4章 計画の内容	12
基本目標1 一人ひとりの個性を認め、互いを尊重する	12
基本目標2 男女の協働により、いきいきとした村をつくる	18
基本目標3 仕事と生活のバランスのとれた生活を営む	22
基本目標4 すべての人々の生活基盤を支える	26
基本目標5 人権を守り、安心した生活を送る	28
基本目標6 防災体制等を構築し、災害に備える	32
基本目標7 みんなで推進する体制をつくる	34
第5章 資料編	37
1 第7期 山中湖いきいきプラン推進委員会名簿.....	37
2 第3次山中湖いきいきプランの期間における 山中湖いきいきプラン推進委員会の活動状況	38
3 関係法令	39

第1章 プランの策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから、15年近く経とうとしています。この間には生活環境や就労環境、家族構成などが大きく変化し、男女共同参画の意識にも変化がみられるようになりました。昔ながらの男性・女性のあるべき姿というイメージが徐々に薄らぎ、性別にとらわれることのない生き方を選択することができるようになり、男女ともに互いを尊重することができる世の中へと少しずつ移り変わっています。

一方では、根強い慣習や慣行に縛られ、一人ひとりが持っている力を十分に発揮できない環境が未だ残っていたり、近年では夫婦間・パートナー間の暴力やストーカー被害、子どもへの虐待などが大きな問題になっていたり、今後、早期に解決しなくてはならない課題も残されています。

男女共同参画社会の実現のためには、家庭内における家事などへの協力や幼少時からの学習による男女平等の意識づくりをはじめ、職場や地域における役職への女性の登用や意思決定の場への参加、男性の育児休暇・介護休暇の取得など多岐にわたる分野での取り組みが必要不可欠となります。家庭や地域、職場、学校など、人々が生活を送る場において、行政、地域、住民がそれぞれの立場で何ができるかを考え、着実に実行していくことが、男女が尊重し合える社会づくりへと大きく関わってくるのではないのでしょうか。

本村でも男女共同参画社会基本法が公布・施行された平成11年に「女と男いきいきプラン山中湖」を策定したことを皮切りに、計画の見直しを重ねながら、男女共同参画社会の実現、村民の男女共同参画の意識向上に努めてきました。今回、平成22年に策定された国の第3次基本計画において改めて強調された男女間のあらゆる暴力の根絶の視点や、平成23年の東日本大震災以降、高まっている防災・減災への取り組みに男女共同参画の視点を組み入れるなど、新たな視点等を踏まえた本村の次期計画として「第4次 山中湖いきいきプラン」を策定し、さらなる男女共同参画社会の推進に努めていきます。

2 計画の基本理念

本村では、「山中湖村男女共同参画推進条例」において、4つの基本理念を掲げています。これらの基本理念を踏まえ、一人ひとりの人格・個性が尊重され、十分に力を発揮できる社会づくりを目指します。また、本計画もこの基本理念にのっとり、男女共同参画社会を推進していきます。

1 男女の人権尊重

2 政策等立案及び決定への共同参画

3 家庭生活における活動と他の活動の両立

4 国際的協調

3 計画の性格

- ✓ 本計画は、村民を取りまくあらゆる分野（家庭、地域、職場など）が密な連携をとることにより、男女共同参画社会を形成していくことを目的としており、そのための施策を推進していくものです。
- ✓ 本計画は、山中湖村男女共同参画推進条例に基づき、策定されています。
- ✓ 各施策の効果的な推進のために、担当課を設定しています。

4 計画の期間

この計画の期間は、2014年度～2018年度（平成26年度～30年度）までの5年間とします。また、男女を取り巻く環境や法律等の変化、社会情勢や村民のニーズなどをふまえ、必要に応じた見直しを行うものとします。

5 計画策定の背景

世界の動き

1975（昭和 50）年	国際婦人年 国際婦人年世界会議にて 平等・開発・平和を目標に「世界行動計画」採択
1976（昭和 51）年	国連婦人の十年（～1985 年）
1979（昭和 54）年	国連第 34 回総会にて「女子差別撤廃条約」採択
1985（昭和 60）年	国連婦人の十年最終世界会議にて各国が取り組むべき施策の 指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1995（平成 7）年	第 4 回世界婦人会議にて「北京宣言及び行動綱領」採択
2000（平成 12）年	女性 2000 年会議（国連特別総会）にて「政治宣言」と 「更なる行動とイニシアティブに関する文書（成果文書）」採択
2005（平成 17）年	第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）にて 「北京宣言及び行動綱領」および「成果文書」の再確認と 完全実施に向けた一層の取り組みを求める「宣言」採択
2011（平成 23）年	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 （略称：UN Women）」発足

国の動き

1975（昭和 50）年	婦人問題企画推進本部設置
1977（昭和 52）年	世界行動計画を受けて「国内行動計画」策定
1985（昭和 60）年	「男女雇用機会均等法」公布（86 年施行）「女子差別撤廃条約」批准
1987（昭和 62）年	ナイロビ将来戦略を受けて、 『西暦 2000 年に向けての新国内行動計画』策定
1991（平成 3）年	『新国内行動計画（第一次改定）』策定 「育児休業法」公布
1995（平成 7）年	「育児休業法」改正
1996（平成 8）年	北京宣言及び行動綱領を受けて『男女共同参画 2000 年プラン』策定
1999（平成 11）年	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000（平成 12）年	基本法に基づく我が国初の法定計画となる 『男女共同参画基本計画』策定
2001（平成 13）年	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律 （DV防止法）」公布・施行
2004（平成 16）年	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律 （DV防止法）」一部改正
2005（平成 17）年	『男女共同参画基本計画（第 2 次）』を策定

- 2006（平成 18）年 「男女共同参画社会基本法」改正
- 2007（平成 19）年 『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』策定
『仕事と生活の調和推進のための行動指針』策定
「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部改正
- 2010（平成 22）年 「改正 育児・介護休業法」施行
『第 3 次男女共同参画基本計画』策定

山梨県の動き

- 1980（昭和 55）年 青少年婦人対策課設置
- 1981（昭和 56）年 国内行動計画を踏まえて『山梨県婦人行動計画』策定
- 1984（昭和 59）年 総合婦人会館開館
（98 年に総合女性センターと改称、
04 年に山梨県男女共同参画推進センターと改称）
- 1990（平成 2）年 富士女性センター開館
（04 年に山梨県男女共同参画推進センターぴゅあ富士と改称）
- 1996（平成 8）年 峡南女性センター開館
（04 年に山梨県男女共同参画推進センターぴゅあ峡南と改称）
- 1991（平成 3）年 『やまなし女性いきいきプラン』策定
やまなし女性いきいきプラン推進懇話会設置
- 1998（平成 10）年 『やまなしヒューマンプラン 21』を策定
山梨県男女共同参画推進本部設置
やまなしヒューマンプラン 21 推進懇話会設置
- 2002（平成 14）年 『山梨県男女共同参画推進条例』を公布・施行
『山梨県男女共同参画計画（ヒューマンプラン）』を策定
- 2005（平成 17）年 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画』策定
- 2008（平成 20）年 『第 2 次 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画』策定
- 2011（平成 23）年 『第 3 次 山梨県男女共同参画計画』策定

山中湖村の動き

- 1998（平成 10）年 意識調査実施
- 1999（平成 11）年 『^{ひと}女と^{ひと}男いきいきプラン山中湖』策定
- 2003（平成 15）年 プラン見直しのための意識調査実施
- 2004（平成 16）年 『山中湖村男女共同参画推進条例』を公布・施行
- 2005（平成 17）年 『第 2 次 ^{ひと}女と^{ひと}男いきいきプラン山中湖』策定
- 2009（平成 21）年 『第 3 次 山中湖いきいきプラン』策定
- 2013（平成 25）年 『第 4 次 山中湖いきいきプラン』策定

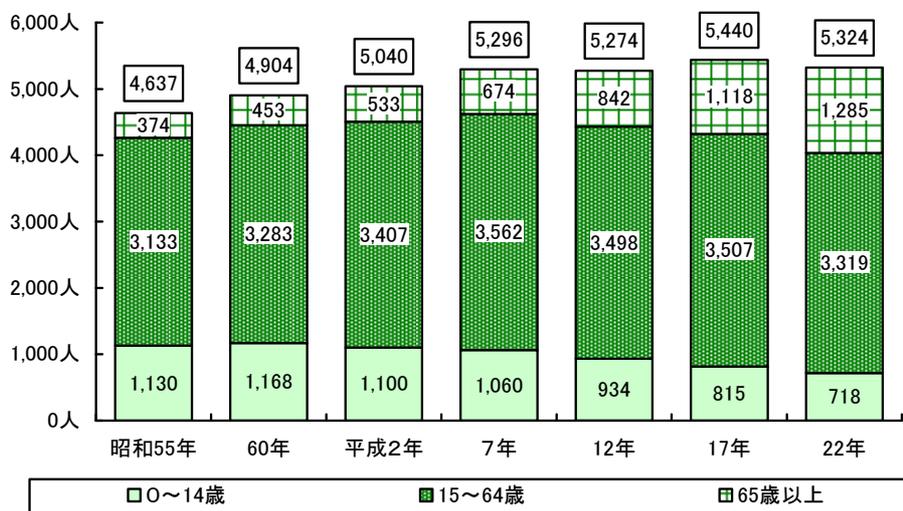
第2章 山中湖村を取り巻く現状

1 統計データからみる現状

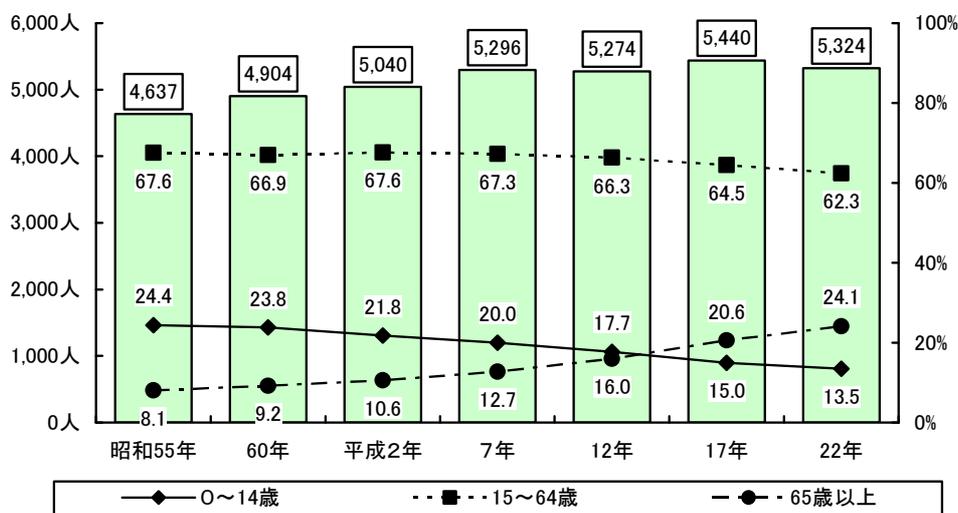
1. 人口構造

本村の総人口は、平成22年に5,324人と、平成2年以降5,000人を超えて推移しています。年齢3区分別にみると、0～14歳は平成2年以降減少し、65歳以上は昭和60年以降増加しています。構成比においても同様の傾向がみられ、平成60年以降0～14歳の割合は低くなり、65歳以上の割合は高くなっています。15～64歳の割合は平成7年以降低くなっていきます。

【山中湖村の年齢3区分別人口の推移】



【人口及び年齢別構成比の推移】

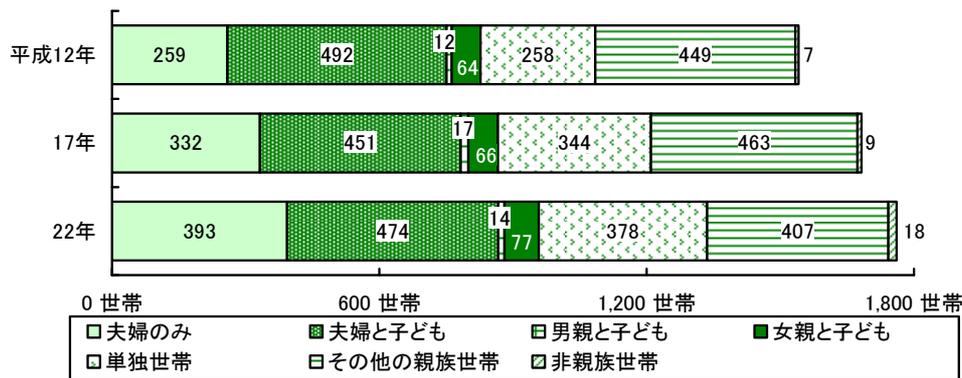


(資料：国勢調査)

2. 家族形態

平成 22 年の家族類型別世帯数は、夫婦と子どもの世帯が 474 世帯と最も多く、次いでその他の親族世帯が 407 世帯、夫婦のみの世帯、が 393 世帯などとなっています。平成 12 年以降の推移をみると、夫婦のみの世帯、女親と子どもの世帯、単独世帯、非親族世帯が増加しています。

【家族類型別世帯数】

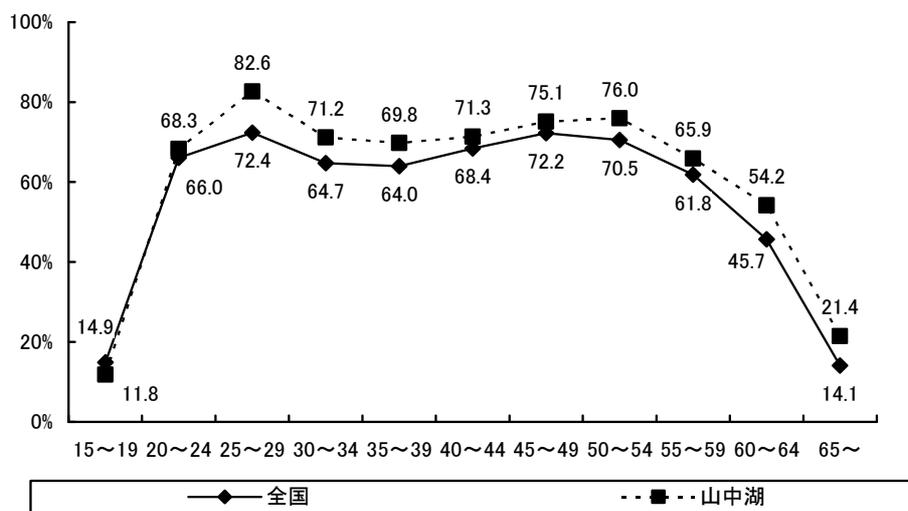


(資料：国勢調査)

3. 就業状況

女性の年齢階級別労働力率は 25～29 歳が 82.6%と最も高く、次いで 50～54 歳が 76.0%、45～49 歳が 75.1%などとなっています。全国と比較すると、25～39 歳、50～54 歳、60 歳以上において 5ポイント以上上回っています。

【女性の年齢階級別労働力率の比較】



(資料：国勢調査)

2 アンケート結果からみる現状

本計画の策定にあたり、村民の実態を把握し、今後の施策の推進にいかすためにアンケートを実施しました。

■調査の概要

調査対象：山中湖村在住 20 歳以上の男女
 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 実施期間：平成 25 年 5 月 7 日～5 月 20 日

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,700 サンプル	350 サンプル	350 サンプル	20.6%

調査結果をみる際の注意点

1. 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。
2. 百分率は小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。
3. この調査は、単純無作為抽出により対象者を定めたので、標本誤差は次式で近似できます。

$$e = 1.96 \sqrt{(P(1-P) / n)} \quad e : \text{標本誤差}, n : \text{標本の大きさ}, P : \text{回答比率}, \text{信頼係数} : 95\%$$

以下に、今回の調査の標本誤差早見表を掲載する。例えば、回答者総数（350 人）を 100%とする場合の設問で、ある回答選択肢に対する回答比率が 50%であるとすると、母集団（山中湖村在住の 20 歳以上の男女）に回答比率は 44.8%～55.2%の間であると推定されます。

		N	10%または 90%前後	20%または 80%前後	30%または 70%前後	40%または 60%前後	50%前後
全 体		350	±3.1%	±4.1%	±4.8%	±5.1%	±5.2%
性 別	女 性	196	±4.2%	±5.6%	±6.4%	±6.9%	±7.0%
	男 性	147	±4.9%	±6.5%	±7.5%	±8.0%	±8.1%

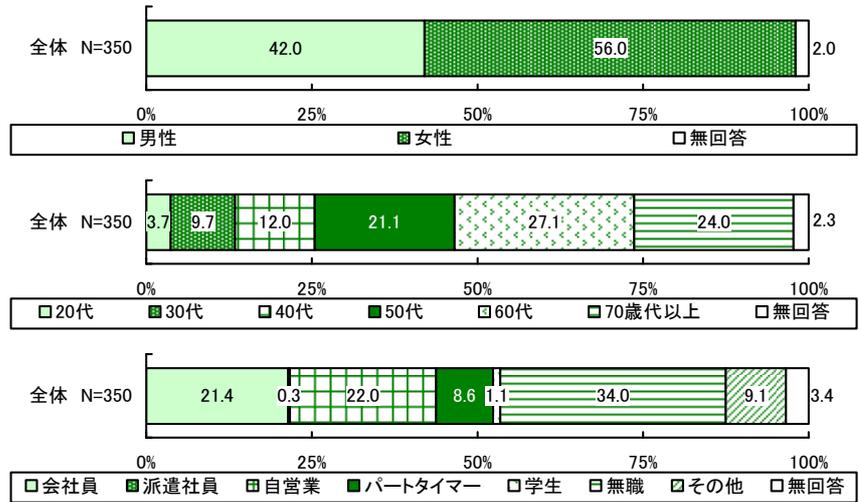
※ 性別の“無回答”が 7 人

■回答者の属性（上から性別、年齢、就業状況）

回答者の性別は、「男性」が42.0%、「女性」が56.0%となっています。

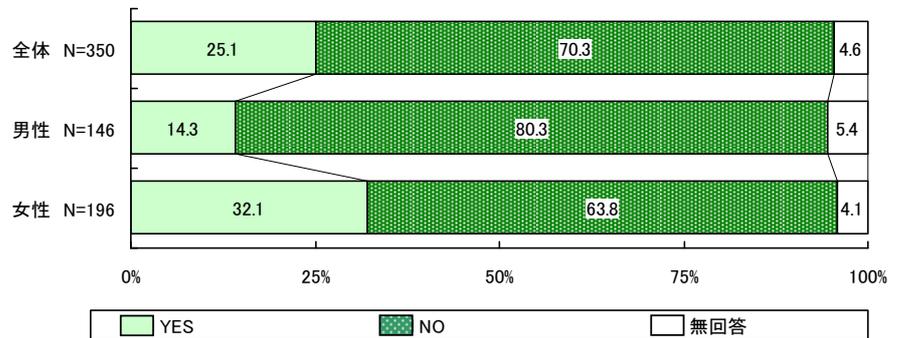
回答者の年齢は、『60歳代以上』が51.1%と半数以上を占めています。

回答者の就業状況は、「無職」が34.0%と最も多く、次いで「自営業」が22.0%、「会社員」が21.4%、などとなっています。



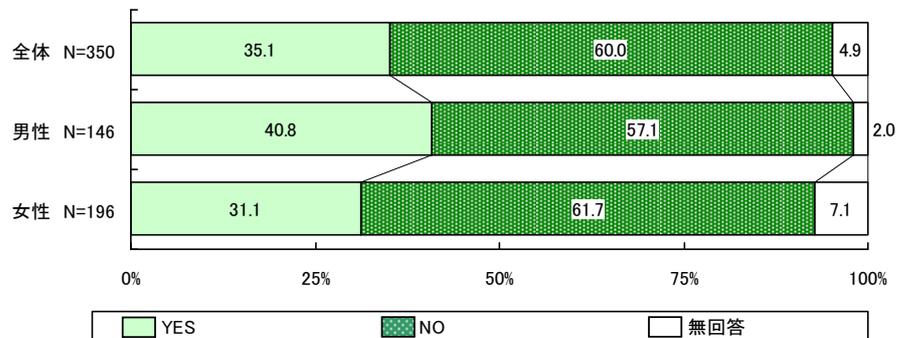
問 家事・育児について負担を感じますか？

家事・育児について負担を感じている人は、男性より女性に多く、約3人に1人の割合であり、男性の割合の2倍以上となっています。



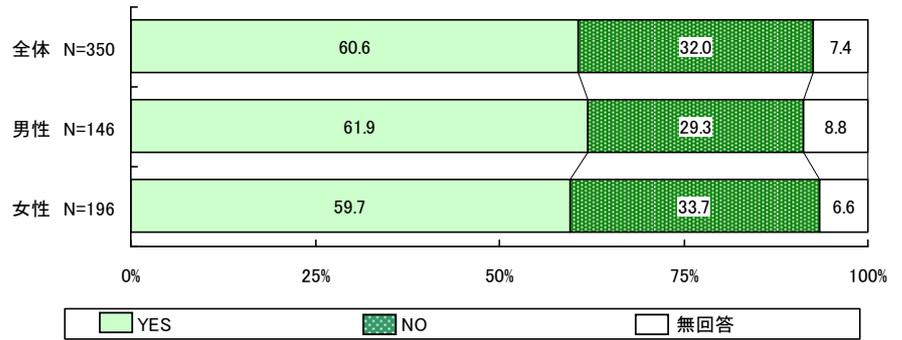
問 家庭外における分野で、男女の差はなくなっていますか？

家庭外における分野で、男女の差がなくなっていると感じている人は、女性より男性に多いものの、性別に関係なく半数以上が男女の差がなくなっているとは感じていません。



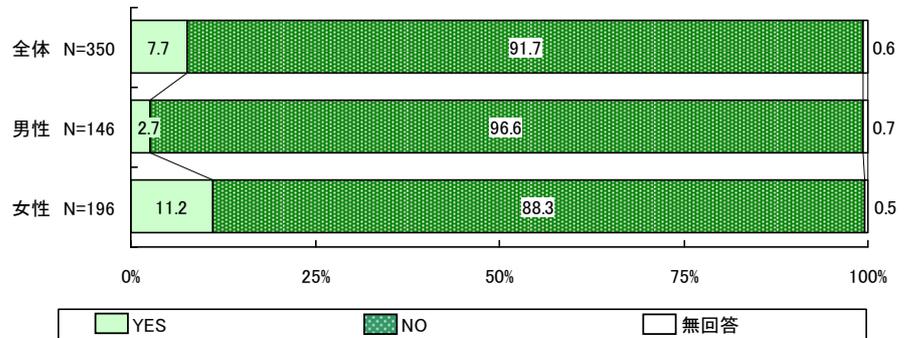
問 介護が必要となった時に、家族や周囲から支援をえられますか？

介護が必要になった時に、家族や周囲から支援をえられる人は、性別に関係なく6割程度となっています。



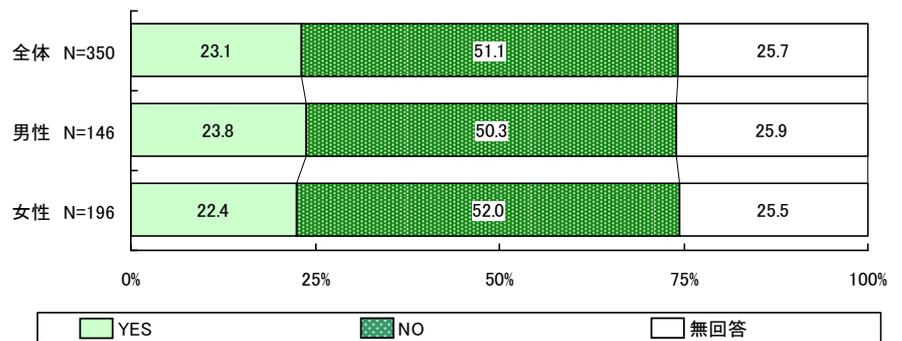
問 DV（家庭内暴力）等を、受けた事がありますか？

DV（家庭内暴力）等を、受けた事がある人は、男性より女性に多く、約9人に1人の割合となっています。
* 村役場のトイレ等に“DV相談カード”（29ページ参照）を置いています。



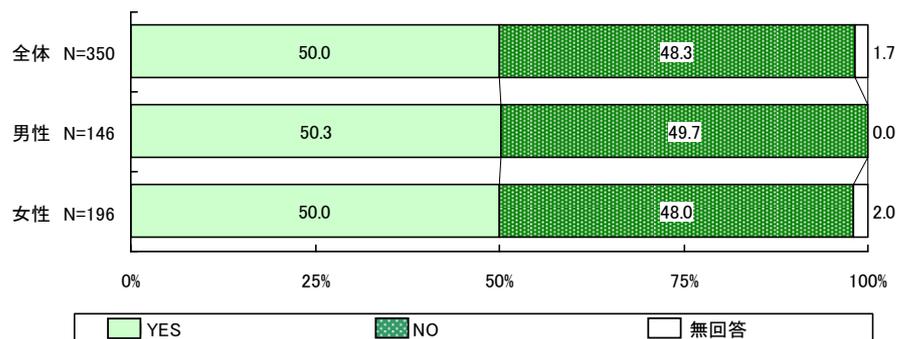
問 村の政策について女性の意見は、反映されていますか？

村の政策について女性の意見が反映されていると思う人は、性別に関係なく22~23%台となっています。



問 あなたは、近くの避難所まで歩いたことがありますか？

近くの避難所まで歩いたことがある人は、性別に関係なく約半数となっています。



第3章 施策の体系

基本目標Ⅰ 一人ひとりの個性を認め、互いを尊重する

基本施策1 男女共同参画に向けた制度の普及や意識啓発

- ① 山中湖村男女共同参画推進条例の普及啓発
- ② 男女共同参画の意識向上のための啓発・広報活動の充実
- ③ 各種団体との共同による男女共同参画に関する啓発
- ④ 男女共同参画を妨げる制度や慣習等の見直し

基本施策2 男女平等の意識づくりのための教育・学習の充実

- ① 家庭における男女共同参画の意識向上のための教育の充実
- ② 学校における男女共同参画の意識向上のための教育の充実
- ③ 教職員等の知識・意識向上のための研修の充実
- ④ 生涯学習事業に携わる人材への研修

基本施策3 国際的な視点からみた男女平等の理解の共有

- ① 文化や価値観の多様性に対する理解の促進
- ② 国際交流・協力施策の推進
- ③ 地域の国際化に応じたリーダーの養成
- ④ 外国人への情報提供の充実
- ⑤ 国際的な視点の育成のための学習機会の充実

基本目標Ⅱ 男女の協働により、いきいきとした村をつくる

基本施策1 意思決定やその過程における女性の参画の推進

- ① 男女のバランスのとれた審議会・委員会等への委員登用の推進
- ② やまなし女性人材バンクの有効利用
- ③ 各種団体の指導者の女性の参画に対する理解の促進
- ④ 指導者研修会への派遣
- ⑤ 意思決定の場への女性の参画の促進
- ⑥ 村職員の職域拡大と女性の管理職への登用の促進

基本施策2 地域活動における男女共同参画の推進

- ① 男性の家庭内でのパートナーシップ実践の促進
- ② 男女がともに地域活動等へ参画・参加することへの理解の促進

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスのとれた生活を営む

基本施策1 雇用機会や就業環境における均等な機会と待遇の確保

- ① 男女雇用機会均等法についての啓発・広報活動の充実
- ② 各種関係機関に向けての啓発・広報活動の充実
- ③ 自営業等で働く女性の就労環境や地位の向上
- ④ 就業環境における慣行・制度の見直し

基本施策2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくりの推進

- ① 事業主等のワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進
- ② 育児・介護休業制度の活用の促進
- ③ 保育サービス等の子育て支援、介護サービス等の介護支援の充実
- ④ ボランティア団体等によるワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑤ 働く女性の母性保護・健康管理

基本目標Ⅳ すべての人々の生活基盤を支える

基本施策1 すべての人々の生活基盤を支える

- ① 子ども・子育て支援のための施策の推進
- ② 高齢者が利用できる介護保険サービス、高齢者福祉サービスの充実
- ③ 障害のある人が利用できる福祉サービスの充実
- ④ 経済面の支援が必要な男女への支援の充実
- ⑤ 外国人が安心して生活するための支援の充実
- ⑥ ひとり親家庭への支援の充実

基本目標Ⅴ 人権を守り、安心した生活を送る

基本施策1 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ① ドメスティックバイオレンス（DV）の根絶
- ② セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントやストーカー等の根絶
- ③ 子どもへの虐待の根絶
- ④ 被害者の相談・保護体制の充実

基本施策2 生涯にわたる心身の健康に向けた支援の充実

- ① ライフステージに応じた健康対策の推進
- ② 母性の保護、母子保健事業の充実
- ③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透
- ④ 性感染症や薬物乱用等の性・健康をおびやかす問題への対策の充実
- ⑤ こころの健康に関する支援の充実

基本目標Ⅵ 防災体制等を構築し、災害に備える【新規目標】

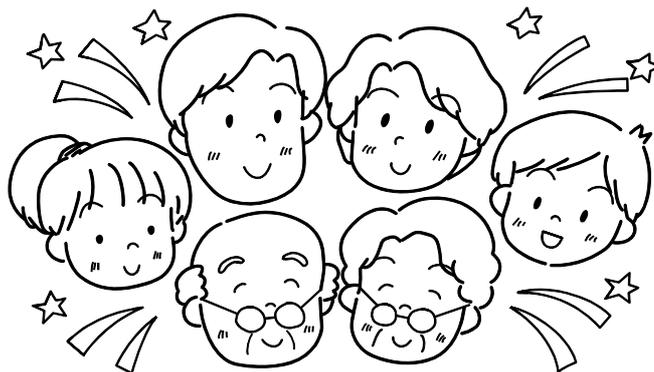
基本施策1 防災・災害復興体制における男女共同参画の推進

- ① 女性の視点を盛り込んだ防災活動の推進
- ② 女性の防災分野への参画の推進
- ③ 災害時における男女の権利の尊重

基本目標Ⅶ みんなで推進する体制をつくる

基本施策1 計画の推進体制の整備

- ① いきいきプラン市内推進会議（仮称）の設置
- ② 村職員の意識向上
- ③ いきいきプラン推進委員会の活動支援
- ④ 活動拠点の整備
- ⑤ 計画推進状況の情報公開



第4章 計画の内容

基本目標1 一人ひとりの個性を認め、互いを尊重する

基本施策1 男女共同参画に向けた制度の普及や意識啓発

男女共同参画社会の考えの普及や経済状況の変化等により、性別に固定されることなく一個人として生き方を選択する人々が増え、ライフスタイル¹も多様化しています。しかし、今までに形成されてきた慣行や慣習は男性主体であったり、女性は家にいるといった考え方を基にしていたりと、現在のスタイルとは合致しない部分も多く見られ、時には柔軟な選択の障壁ともなっています。性別にとらわれない生活を送るためには、家庭や職場、学校、地域等全ての場において、これらの慣行や慣習を見直す必要があります。また、それを実践するため、村民の男女共同参画の意識を高めることを目的に、まずは村民の男女共同参画の意識普及や啓発に努めます。

施策の方向

① 山中湖村男女共同参画推進条例の普及啓発

毎年1回、山中湖村男女共同参画推進条例のパンフレットを全世帯に配布することで、条例の周知を図り、理念の浸透と各事項の遵守を促します。

総務課

② 男女共同参画の意識向上のための啓発・広報活動の充実

毎月1回発行される「広報山中湖」において男女共同参画に関するテーマ記事を継続的に掲載するとともに、研修会や講座など、様々な機会や広報手段を通じて、誰もが理解しやすい形で男女共同参画に関する啓発活動を積極的かつ継続的に進めます。

総務課

③ 各種団体との共同による男女共同参画に関する啓発

村内各種団体の活動と共同して、男女共同参画に関する学習の取り組みを奨励します。

総務課

④ 男女共同参画を妨げる制度や慣習等の見直し

家庭、地域など様々な場において、性別による不平等な慣行、慣習を改めるよう啓発資料や関連情報の提供、各種講座のなどを行いながら、村民の協力を求めます。

総務課

¹ ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・週間などを含めた個人の生き方。

村民のみなさんも行動してみよう

【家庭では】

- 性別で役割を固定せず、柔軟に対応し、男女で協力しましょう。
- 男女共同参画に関する知識・意識向上を積極的に行いましょう。

【学校では】

- 男女共同参画に関する学習を授業の中に取り入れましょう。
- 性別にとらわれず、友達の個性を尊重しましょう。

【地域では】

- 地域の役割等の慣行・慣習を見直しましょう。
- 地域において、男女共同参画について学習したり、話し合ったりする機会を設けましょう。

【職場では】

- 性別による区別や差別を招く慣行・慣習を見直しましょう。
- 男女とも平等に接しましょう。

● 「広報山中湖」を通じた啓発活動

男女共同参画の視点や考え方を、村民の皆さんに正しく理解してもらい、男女共同参画社会の実現がより身近なものとなるよう、山中湖いきいきプラン推進委員が輪番で、毎月1日に発行される「広報山中湖」において推進活動の紹介や男女共同参画の視点からみた日常の出来事を記事として紹介しています。

この記事の連載は、既に10年以上続いており、山中湖いきいきプラン推進委員会による啓発・広報活動の大きな取り組みの一つとなっています。

基本施策2 男女平等の意識づくりのための教育・学習の充実

男女平等の意識は、一生涯に遭遇する全ての場面で求められているものであると同時に、育んでいかなければならないものでもあります。中でも人々が多大な時間を過ごす家庭や、物事を学ぶ機会を提供する学校や生涯学習の場は、男女平等の意識づくりのためには絶好の場です。家庭においては、性別にとらわれることなく、家事や育児、介護等を分担または協力して行うことを目指します。子どもは、家庭や学校教育を通じて、幼い頃より男女平等の考え方を学び実践することにより、将来の男女共同参画社会の構築へと大きく貢献すると思われます。また、教授する側としての教職員等や社会教育等に携わる人材に対しても、男女平等の意識づくりの一助となるよう各種研修を行います。

施策の方向

① 家庭における男女共同参画の意識向上のための教育の充実

「広報山中湖」等を利用し、家庭において男女が共に家事、育児、介護などの家族的責任を担うとともに、家庭での方針決定に共同参画するよう啓発するとともに、家庭教育に関する生涯学習講座を開催します。

総務課

② 学校における男女共同参画の意識向上のための教育の充実

学校教育の全体を通じて、人権尊重と男女平等意識に立った教育を進め、家庭科や道徳、総合的な学習の時間等を中心に、家事や育児、介護等の体験学習を男女一緒に実践して、男女の協力や相互理解について理解を深めていきます。

教育委員会

③ 教職員等の知識・意識向上のための研修の充実

児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的役割分担意識を植えつけることのないよう教職員や保育士への男女共同参画に関する研修を継続的に実施します。

教育委員会

④ 生涯学習事業に携わる人材への研修

社会教育等に携わる職員や地域リーダーを対象に男女共同参画に関する研修を継続的に実施します。

教育委員会

村民のみなさんも行動してみよう

【家庭では】

- 男女が共同で家事や育児・介護を行い、家庭内の意思決定の場にも積極的に参画しましょう。
- 男女共同参画の意識向上に努めましょう。

【学校では】

- 正しい知識・理解を深め、男女共同参画社会の実現に努めましょう。
- 大人達は、男女平等な行動を心がけ、子ども達のお手本となりましょう。

【地域では】

- 昔からの考えにとらわれず、男女共同参画の意識を育みましょう。

【職場では】

- 男女共同参画についての研修等を行い、男女平等に関する意識向上を目指しましょう。

村民の声 アンケート 結果より

【学校教育において、男女間の差をなくそうとする現状についてどう思いますか？】

* 差を認めた上で公平に接することが大切だと思うので実践してほしい。(男性・20代)

* 良いことだと思うが、男性と女性の違い・男の役割・女の役割など認識させることも大切。(女性・70歳以上)

基本施策3 国際的な視点からみた男女平等の理解の共有

国際的にみると日本の男女平等の意識はまだ低いのに対し、欧州の男女平等の意識は高いものがあります。各国の文化や価値観の違いが大きく関わっているのかもしれませんが、現代のグローバル化²やインターネット等の普及により、日本が欧州等の海外から学べることはまだまだ数多くあります。村内在住の外国人や本村を訪れる外国人とのコミュニケーションをとることにより、お互いの文化や価値観を理解することはもちろん、意見交換による男女平等の理解の共有やさらなる深い理解を目指していきます。また、行政として外国人と交流する機会等を提供したり、外国人が過ごしやすい環境を整えたりと、村民と外国人をつなげる役割を担っていきます。

施策の方向

① 文化や価値観の多様性に対する理解の促進

村内在住の外国人とのコミュニケーションを促す機会・事業等の開催やポスターやチラシの掲示により、人種や国籍などによらず個人として尊重し、異なる文化や多様な価値観を認め、お互いに尊重する意識の啓発を庁内で連携しながら促進します。

住民課
企画まちづくり課
教育委員会

② 国際交流・協力施策の推進

国や県と連携を図りながら、男女共同参画に向けての国際社会のさまざまな取り組みについて、情報収集を行い、国際交流・協力施策を推進・支援します。

企画まちづくり課

③ 地域の国際化に応じたリーダーの養成

国際化に対応した地域リーダーを養成するために、県などが主催する各種の国際研修への村民参加を促進します。

企画まちづくり課

④ 外国人への情報提供の充実

山中湖村を訪れる外国人や村内在住の外国人が活動しやすいまちづくりを進めるため、観光協会等の関係機関と連携して、案内看板やパンフレット、村のホームページの外国語対応により、外国人への情報提供を充実するとともに、おもてなし手帳に外国人への対応の仕方等を盛り込み、村民に対する啓発を行います。

観光課

⑤ 国際的な視点の育成のための学習機会の充実

児童及び生徒の国際感覚を高めるため、小学5・6年生の英語授業や小学1～4年生の年間10時間の英語教育などを通じ、国際理解のための学習機会を充実します。

教育委員会

村民のみなさんも行動してみましよう

【家庭では】

- 国際的な視点からみた男女共同参画について、家庭内で話し合い、知識を深めましょう。

【学校では】

- 文化や価値観の違いを理解し、多様な考え方を受け入れられるような機会を設けましょう。
- 積極的に国際交流に参加しましょう。

【地域では】

- 地域在住の外国人等と交流がもてる機会を設けましょう。
- 本村を訪れた外国人をあたたかく受け入れましょう。

【職場では】

- 国際化に向けた受け入れ体制を整備しましょう。
- 男女平等に関わる国際的な動きに日頃から目を向けましょう。



2 グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象のこと。

基本目標2 男女の協働により、いきいきとした村をつくる

基本施策1 意思決定やその過程における女性の参画の推進

全国において、女性の雇用者数は若干の増減はあるものの、総雇用者数に対する女性の割合は平成20年度以降4割以上で推移しています。（厚生労働省「平成23年版 働く女性の実情」）しかし、政治や経営、その他意思決定がなされる場に参加している女性の数はそれほど多くはありません。女性がもっと意思決定の場へ参加できるようになるためには、団体や企業の指導者、経営者等が、女性を男性と同じように評価し、女性の登用について理解を示さなければなりません。行政としては、指導者等へ男女共同参画の意識づくりを啓発すると同時に、審議会や委員会等への女性の登用や管理職への登用等を促進していきます。

施策の方向

① 男女のバランスのとれた審議会・委員会等への委員登用の推進

各種審議会、委員会委員の選任にあたっては、広い視野に立って行い、一部公募制の導入を推進し、女性委員のいない審議会や委員会の解消に努め、公募制導入の状況や女性委員の登用状況を定期的に調査し、結果を公表します。

総務課

② やまなし女性人材バンクの有効利用

山梨県があらゆる場への女性の積極的な登用を促進するために設置している「やまなし女性人材バンク」を効果的に利用します。

総務課

③ 各種団体の指導者の女性の参画に対する理解の促進

自治会等の地域の指導者に対して男女共同参画の主旨等の研修を行い、男女共同参画の意識を持ったリーダーを育成します。

総務課

④ 指導者研修会への派遣

県、国等の研修会への派遣を積極的に行い、女性団体等の指導者の資質向上と指導者となる人材を養成します。

総務課

⑤ 意思決定の場への女性の参画の促進

商工自営業や関連団体に対し、経営の方針決定の場へ女性の参画を促進するための啓発活動を行います。

環境産業課

⑥ 村職員の職域拡大と女性の管理職への登用の促進

村役場内において、男女共に職域の拡大を図るとともに、女性職員の管理職への登用を促進します。

総務課

村民のみなさんも行動してみよう

【家庭では】

- 村における行政に興味を持ちましょう。
- 男女がともに参画できる社会を目指しましょう。

【学校では】

- 性別による分け隔てをなくし、男女一緒に活動を行いましょう。
- 様々な活動を通じ、幅広い分野に興味を持ちましょう。

【地域では】

- 地域の意思決定の場に女性も参加できるような環境づくりをしましょう。
- 女性も積極的に地域の活動や話し合いに参加しましょう。

【職場では】

- 管理職への女性の登用の理解を深めましょう。
- 男女ともに自分の力を十分に発揮でき、適正な評価を受けられるようにしましょう。

● 審議会等における女性の登用状況（山梨県との比較）

平成 24 年 4 月 1 日現在、山中湖村には 7 つの審議会等があり、うち 4 つの審議会等で女性委員が在籍しています。人数で見ると、総数 90 人の委員のうち、女性委員は 23 人で、女性の割合は 25.6% を占め、県内でも女性比率が比較的高い市町村となっています。

一方、行政機関の管理職では、女性管理職はまだいない状況が続いています。

基本施策2 地域活動における男女共同参画の推進

男女共同参画社会は仕事の間だけのものではなく、家庭や地域においても重要な考えとなります。家庭では、家事や育児等の家庭内のあらゆる役割を男女がお互いを尊重しながら協力して行うということが第一ですが、今まで女性が家庭内の多くの役割を担っていたために、男性が家庭内の役割を担いにくい状況にあるとも考えられます。また、地域活動等に関しても活動によっては、男性だけ、あるいは女性だけが参加するといった習慣があり、なかなか男女共同参画社会へと踏み出せない状況が続いています。これらを解決するために、男性を対象とした各種教室の開催と参加促進、地域活動等への参加に対する周囲の理解を深めるための啓発等を行い、男女が共同して家庭や地域において活動できるよう努めていきます。

施策の方向

① 男性の家庭内でのパートナーシップ実践の促進

男性を対象とした「介護教室」「両親学級」「育児教室」「男性の料理教室」などを開催し、家庭内でのパートナーシップが実践できるよう促進していきます。

いきいき健康課

② 男女がともに地域活動等へ参画・参加することへの理解の促進

男女がともに地域活動、ボランティア活動等へ参加することに対して、地域や家庭の理解が得られるよう、理解促進のための啓発活動を継続的に行います。

いきいき健康課
総務課



● 男女共同参画の視点を考慮している村の事業

山中湖村では、男女共同参画の視点到立って、子どもが育ちやすい村を目指して、以下のような事業に力を入れて実施しています。

- ◎乳児検診の充実（3.4か月、7か月、12か月、1.6歳、2歳、3歳、5歳）
- ◎第3子以降の保育料の無料化（年中・年長の2年間が対象）
- ◎すこやか子ども医療費助成金の充実
- ◎つどいの広場開設

村民のみなさんも行動してみましよう

【家庭では】

- 役割を性別によって固定せず、家庭の状況にあった柔軟な対応をしましょう。
- 男性も積極的に家事等に参加しましょう。

【学校では】

- 学校行事やボランティア活動で地域活動に参加し、地域の人々とのふれあいの機会を持ちましょう。

【地域では】

- 地域の活動や話し合いに誰もが参加しやすくなるよう開催日時等を見直しましょう。
- 男女が平等に参加できる地域活動を目指しましょう。

【職場では】

- 地域活動への理解を示し、男性も地域活動へ参加しやすい環境をつくりましょう。

● 男女共同参画の視点を考慮している村の事業

- ◎山中湖村の人づくりビジョン並びに山中湖村こども憲章の策定
- ◎ALT（英語指導助手）授業の拡大
- ◎芸術鑑賞予算の拡大
- ◎青パト防犯パトロールの充実
- ◎学校・児童・生徒・保護者へのメール配信システムの拡充
- ◎小中一貫教育への継続的取り組みの推進

基本目標3 仕事と生活のバランスのとれた生活を営む

基本施策1 雇用機会や就業環境における均等な機会と待遇の確保

全国では、全雇用者の4割が女性であるとの結果が出ている一方、女性は男性ほど昇進ができなかったり、待遇が男性より低かったりと、女性であるということで平等な機会や待遇を与えられていないケースも見受けられます。また、職場の慣行による性別役割分担意識も残っている部分があり、これらの不平等は改善されるべきものです。自営業においても、家庭内において女性の所得や就業条件等のルールづくりを行うことを推奨しています。「男女雇用機会均等法」の周知や啓発を通じ、女性が平等な所得、就業条件、昇進機会等を得られるよう努めていきます。

施策の方向

① 男女雇用機会均等法についての啓発・広報活動の充実

「男女雇用機会均等法」の周知と一層の定着のため、国や県の支援制度の啓発や情報提供を村内の企業や事業主に対して継続的に実施していきます。

総務課

② 各種関係機関に向けての啓発・広報活動の充実

職場における男女平等に関して、商工会等の関係機関へ定期的な啓発を行います。

総務課

③ 自営業等で働く女性の就労環境や地位の向上

商工自営業や家内労働における女性の所得の確保や就業条件の明確化等を図るため、家族経営協定³的な家庭内でのルールづくりを推奨します。

環境産業課

④ 就業環境における慣行・制度の見直し

県が主催する事業主等を対象としたシンポジウムへの参加を支援し、固定的な性別役割分担意識に基づく職場慣行を見直すよう働きかけます。

総務課

3 家族経営協定

基本的に農業経営に関する協定のことです。農家の家族の中で労働条件や報酬などを文章で取り決め、第三者の立会の下、調印します。これにより家族（主として夫と妻）の共同経営者としての地位や役割が明確になり、近代的な農業経営が確立されます。

村民のみなさんも行動してみよう

【家庭では】

- 女性が働くことの重要性を理解し、家庭内の役割を男性と分担しましょう。
- 自営業においてはルールをつくり、女性の平等な処遇を保護しましょう。

【学校では】

- 働く上での男女平等について学習しましょう。
- 関連する各法律についても知識を深めましょう。

【地域では】

- 女性が外に出て働くことを理解し、必要があれば地域で支援しましょう。

【職場では】

- 男女雇用機会均等法について理解をさらに深めましょう。
- 性別による不平等な評価や人事を見直し、平等な処遇を目指しましょう。

● 家族従事者として自営業に携わる女性を守る家族経営協定

家族従事者として自営業に携わる女性の中には、自分名義の口座を持っておらず、安定した所得を得ていない人もいます。このような女性、家族従事者に明確な就業条件や待遇を与えるためには家族経営協定が大きな役割を果たします。元々は農家において推進されてきたものですが、今日では農家以外の自営業においても全国で広く協定の締結を求められています。しかし、協定を結ぶことを行政が強制することはできないため、自営業主や家族と今後の展望や日々の生活等についてよく話し合いをもつことが大切です。

基本施策2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境づくりの推進

男女ともに働きに出ることが多くなり、日中の子育てや介護は行政や民間のサービスを利用するといったケースも多くなってきました。しかし、時にはサービス提供事業者との折り合いがつかず、仕事を休んで子育てや介護を行わなくてはならないこともあります。そんな時、職場の理解がないと休みがとれない、待遇が悪くなるなど、生活に支障が出るようなことになりかねません。それを回避するためにも、事業主等にワーク・ライフ・バランス⁴や育児・介護休業制度に対する理解を深める必要があります。また、利用者のニーズに柔軟な対応をするために各種サービスの充実を図り、利用者が利用したい時に利用できる体制を整えていきます。

施策の方向

① 事業主等のワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進

子育てや介護をしながら安心して働き続けることができる職場づくりの必要性について、様々な機会を通じて事業主の理解を促進します。

総務課

② 育児・介護休業制度の活用の促進

国や県と連携して、育児休業・介護休業制度について、村民ならびに村内事業所への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児休業・介護休業制度の活用促進を働きかけます。

総務課

③ 保育サービス等の子育て支援、介護サービス等の介護支援の充実

育児や介護と仕事の両立を支援するため、保育サービスや学童保育など放課後児童対策及び介護サービスを充実します。

いきいき健康課

④ ボランティア団体等によるワーク・ライフ・バランスの推進

子育てサポーターを養成するとともに、育児や介護に関するボランティア団体等の活動内容を積極的に公開し、活用を促進します。

いきいき健康課

⑤ 働く女性の母性保護・健康管理

国や県の労働関係機関と連携して、企業や事業主に対して、労働基準法に定める母性保護、女性の健康管理について周知徹底を図るとともに、妊娠中の働く女性に対して、健康づくりのための各講座への受講や相談体制について妊娠届の機会などに啓発します。

いきいき健康課

⁴ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

自らの力を発揮し、やりがいを持って仕事をすると同時に、家庭や地域においても多様な生き方を選択し、充実した生活を送ることができることをいいます。

村民のみなさんも行動してみよう

【家庭では】

- 仕事と生活が両立できるように、家事等を協力して行いましょう。
- 仕事と生活のバランスについて話し合いましょう。

【学校では】

- 仕事と生活の調和について子どもの頃から学び、将来にいかせるようにしましょう。

【地域では】

- 地域で育児や介護をしている人を支えましょう。
- 保育や介護等各種サービスの利用について理解を示しましょう。

【職場では】

- 男性も育児休暇や介護休暇等を取得しましょう。
- 育児休暇や介護休暇取得者へ理解を示し、協力しましょう。

● 山梨県下企業で行われているワークライフバランス推進のための取り組み（やまなし就職応援ナビ）

全従業員を対象とするフレックスタイム制度、ノー残業デー等といった就労時間に関する取り組みや、半日単位・時間単位取得年次有給休暇、メモリアル休暇（独身者の誕生日及び結婚記念日を休日とする制度）、ファミリー・フレンドリー休暇（家族と過ごすことを目的とした休暇をとれる制度）、休暇変更制度（計画年休を必要な時に変更できる制度）等の休暇に関する取り組みをはじめ、休日保育料の一部負担やファミリー・フレンドリー・ファンド制度（出産時の一時金支給制度）等の経済的な支援も行われています。

基本目標4 すべての人々の生活基盤を支える

基本施策1 すべての人々の生活基盤を支える

男女共同参画社会は、女性だけを支援しても実現しません。全ての人々を支援してこそ、男女が性別にとらわれないライフスタイルの選択を行うことができるようになり、将来的な男女共同参画社会の実現へとつながります。例として、子どもや高齢者、障害のある人、経済困窮者、外国人、ひとり親が挙げられます。全ての人々が子育てサービスや福祉サービス、その他サービスや行政の支援を受けることで、それまで家で育児や介護をしなければならなかった人が働きに出ることができたり、経済困窮者等が落ち着いた生活を送ることができたりするようになるということ、男女共同参画社会の実現へと一歩近づくと考えられます。

施策の方向

① 子ども・子育て支援のための施策の推進

育児と仕事との両立を支援するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育サービス及び学童保育などの放課後児童対策の充実など、子育て支援施策をより一層充実します。

いきいき健康課

② 高齢者が利用できる介護保険サービス、高齢者福祉サービスの充実

高齢者が安心して暮らせる地域の推進のために、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービス・高齢者福祉サービスをより一層充実します。

いきいき健康課

③ 障害のある人が利用できる福祉サービスの充実

障害のある人が安心して暮らせる地域の推進のために、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域ケア会議等で課題の検討や協議を行うことで障害のある人への各種サービスをより一層充実します。

いきいき健康課

④ 経済面の支援が必要な男女への支援の充実

65歳未満の稼働年齢層については、最後のセーフティネットである生活保護制度を利用する前に、仕事に関する相談体制を充実させるなど、公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就労支援を実施します。

いきいき健康課
環境産業課

⑤ 外国人が安心して生活するための支援の充実

外国人が地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活に関する相談業務や多言語化したホームページや生活ガイドブックなどにより情報提供の充実を図ります。

住民課
企画まちづくり課

⑥ ひとり親家庭への支援の充実

所得に応じて児童扶養手当や医療費等助成の経済的支援を行うとともに、自立を促進するため、母子家庭自立支援給付金事業や公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就労支援を実施します。

いきいき健康課
環境産業課

村民のみなさんも行動してみましよう

【家庭では】

- 各種サービスについて学び、必要なサービスを利用しましょう。
- 家族や友人等、身近に困っている人がいたら、声をかけて協力しましょう。

【学校では】

- すべての人々が平等であり、支えられるべきであると、子どもの頃から意識づけましょう。

【地域では】

- 育児・介護をしている人や障害のある人、外国人等を地域で見守りましょう。
- 地域で困っている人を支えましょう。

【職場では】

- 仕事と生活の調和のために、必要なサービスを利用しましょう。
- 働きながら育児や介護を行っている人に協力しましょう。

基本目標5 人権を守り、安心した生活を送る

基本施策1 男女間のあらゆる暴力の根絶

昨今では、暴力に関するニュースがよく聞かれるようになりました。中でも、配偶者やパートナー間の暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、子どもへの虐待について耳にすることが多く、ひどいものでは被害者が死に追いやられてしまうケースもあります。本来ならば、暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。これらは、閉鎖的な家庭内で行われ、被害者が被害を訴えないでいることも多いため、地域や交友関係等、周囲にいる人々が異変に気がついて声をかけることがまず重要となります。また、被害者が相談できる窓口や緊急性がある場合の保護体制の充実と周知を図り、あらゆる暴力の根絶を目指します。

施策の方向

① ドメスティックバイオレンス（DV）⁵の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）等を許さない地域づくりのため、具体的な例示等を折り込みながら、広報や講座による啓発を実践します。

いきいき健康課
総務課

② セクシュアル・ハラスメント⁶、パワーハラスメント⁷やストーカー⁸等の根絶

セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントは、職場や学校、地域等における男女の上下関係や力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」に規定するストーカー行為等の被害者に対して、同法に基づく援助や各種被害防止策を的確に実施します。

いきいき健康課
総務課

5 ドメスティックバイオレンス（DV）

配偶者やパートナーからの身体的・精神的な暴力のことで、殴る蹴るといった身体的な暴力だけでなく、無視・監視・威嚇等、心理的な苦痛を与えることも含まれます。

6 セクシュアル・ハラスメント

職場や学校で起きる性的嫌がらせのことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、相手の意に反した性的な性質の言動や集目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等、様々な態様のものが含まれます。

7 パワーハラスメント

仕事上での上下関係を利用した上司による部下への嫌がらせを指します。ひどい罵倒・中傷、暴力、執拗かつ無理な要求などが含まれます。

8 ストーカー

特定の他者に対して執拗に付き纏う行為を行う人間のことをいい、その行為は、ストーカー行為と呼ばれます。

9 ネグレクト

生活に必要な衣食住を与えないなどの育児放棄や育児怠慢のことで、子ども以外にも障害者や高齢者に対しても行われることがあります。

③ 子どもへの虐待の根絶

ネグレクト⁹を含む児童虐待は、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。学校、保育所、保健・福祉・医療機関の関係者や周囲の様々な立場の人は、その環境にある子どもを早期に発見し、関係機関によるケアにつなぐとともに、それら関係機関が連携し、被害を受けている子どもの安全確保や心身の回復等を支援します。

いきいき健康課
総務課

④ 被害者の相談・保護体制の充実

国、県及び警察機関、山梨県男女共同参画推進センター、女性相談所など関係機関と連携しながら、緊急の援助を必要とする被害者への相談窓口の所在等を広く周知します。

総務課

村民のみなさんも行動してみましよう

【家庭では】

- 暴力をふるわれた時に専門機関に相談する勇気を持ちましよう。
- 普段から話し合いの機会を持ちましよう。

【学校では】

- 暴力は許されるべきものではないと、子どもの頃から学びましよう。
- 周りで暴力を受けている人がいたら、大人に相談しましよう。

【地域では】

- 暴力は許さないといった強い意志を持ちましよう。
- 被害者を地域で見守りましよう。

【職場では】

- セクハラ等を許さない風土を築き、仕事をしやすい環境を整えましよう。
- 相談しやすい環境を整えましよう。

山梨県のDV相談カード（表面）

パートナーからの暴力に悩んでいませんか。

殴る・蹴る・髪をひっぱる・大声で怒鳴る・交友関係を制限する・生活費を渡さない・暴言を繰り返す・性行為や中絶の強要……
暴力には様々な形があり、相手の性別や年齢、国籍を問わず、決して許されるものではありません。

あなたと、あなたの大切なひとを守るためにわたしたちがサポートします。ひとりで悩まずご相談下さい。
(相談無料。秘密は厳守します。)

山梨県

(相談機関は裏面をご覧下さい)

山梨県のDV相談カード（裏面）

まずはお電話を、あなたのお話をお聞かせください。※原則として年末年始を除きます。

相談機関名	電話番号	相談時間
配偶者暴力相談支援センター (女性相談所)	055-254-8635	9:00～20:00 月～金
配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画推進センター・ひまわり)	055-237-7830	9:00～17:00 第2・第4月曜日を除く 毎日
山梨県警察総合相談室 (または最寄りの警察署)	# 9110 緊急の場合は110番通報を!	24時間対応 (土・日・祝日・夜間は、警察署の日(夜)間警察官が対応)
女性の人権ホットライン (甲府地方検察局人権擁護課)	0570-070-810	8:30～17:15 月～金

(相談無料・秘密は厳守します。)

山梨県

基本施策2 生涯にわたる心身の健康に向けた支援の充実

一生涯を健康に過ごすためには、健康に関する知識向上や適度な運動の実践、定期的な健康診断の受診等、あらゆる側面からのアプローチが大切となってきます。特に女性は、妊娠・出産において心身の変化がみられることから、正しい情報の提供や相談の受付等、適切な対応が求められます。また、性感染症、薬物乱用等、健康をおびやかす問題についても正しい情報を提供し、自分で回避するということを徹底させていかななくてはなりません。さらに、近年、こころの健康については大きな問題になっており、患者数が増加傾向にあるため、相談窓口の周知や医療機関の受診の促進を図ります。

施策の方向

① ライフステージ¹⁰に応じた健康対策の推進

ライフステージに合わせた栄養の正しい知識、運動の重要性など健康増進についての知識の普及と情報提供を拡充し、村民一人ひとりが自分の健康づくりに取り組めるよう、「健康増進計画」に基づき、健康診断や情報提供を通じて健康づくり事業をより一層充実します。

いきいき健康課

② 母性の保護、母子保健事業の充実

妊娠届の機会や出産後において、妊娠から出産、乳幼児まで一貫して、健康診査、保健指導及び相談、医療援護等の医療サービスの提供が受けられる体制を充実します。

いきいき健康課

③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）¹¹の理念の浸透

女性が生涯にわたり身体的・精神的・社会的に良好な状態であるために、女性の性の健康と妊娠・出産に関わる自己決定権など性と生殖に関する情報の収集と提供、相談を妊娠届の機会などにおいて行います。

いきいき健康課

④ 性感染症や薬物乱用等の性・健康をおびやかす問題への対策の充実

性感染症の予防及び薬物乱用の影響に関する正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、学校や地域における啓発活動を推進します。

いきいき健康課

10 ライフステージ

人間の一生を区分したもので、通常は幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期の5段階に区分されます。

11 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

個人、特に女性が、自らの身体と健康の保持増進と自己決定を主体的に行うことができること、また、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいいます。

⑤ こころの健康に関する支援の充実

“こころの健康週間”等の設定などを行い、「広報山中湖」や講演会等でこころの健康に関する知識の普及を行うとともに、こころの健康に障害があっても村で生活できる村民意識の変化ができるように働きかけます。また、相談を受けたスタッフが面接技術を学び、精神衛生相談員やケースワーカーとの連携を図りながら対応していきます。

いきいき健康課

村民のみなさんも行動してみましよう

【家庭では】

- 日々健康であることを意識し、食事や運動、睡眠等に気をつけましょう。
- 適切な医療、健康診査を受けましょう。

【学校では】

- 健康維持のための食事や運動等についての知識を深めましょう。
- 性に関する知識や薬物等の正しい知識を身につけましょう。

【地域では】

- 地域の子ども、高齢者や障害のある人達等を見守りましょう。
- 健康教室等へ積極的に参加しましょう。

【職場では】

- 定期的な健康診査により、早期発見・早期治療を行いましょう。
- こころの健康について理解を深め、研修や相談窓口を設けましょう。

基本目標6 防災体制等を構築し、災害に備える

基本施策1 防災・災害復興体制における男女共同参画の推進

東日本大震災以降、日本の防災・災害復興体制に関する意識は高まっています。富士山噴火や東海地震等の話題を日頃から耳にすることも多く、防災訓練を行ったり、備蓄をしたりと、防災・減災へ取り組む地域や個人も増えています。しかし、その取り組み方が男女共同参画の意識に基づいているかといえば、そうではないケースも多くみられ、防災委員が男性のみで構成されていたり、訓練に参加しても女性は炊き出し担当であったりと、固定的性別役割分担で行われているのが現状です。発災時や避難時、復興時に女性であるために必要以上に不自由な思いをさせないように、事前から女性ならではの視点で防災・災害復興体制に取り組み、いつくるかわからない災害に対して備えていくよう男女共同参画の視点に基づいた対策を推進します。

施策の方向

① 女性の視点を盛り込んだ防災活動の推進

防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れるよう、意識啓発を行います。

総務課

② 女性の防災分野への参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や生活者の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、各種防災訓練や防災研修等を通じて、日頃からの防災分野における女性の参加者の拡大を図ります。

総務課

③ 災害時における男女の権利の尊重

男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品の購入のほか、避難所に更衣室や授乳場所等を優先的に配置するよう努めます。

総務課



村民のみなさんも行動してみましょう

【家庭では】

- 食糧や飲料水、その他必要なものを日頃から備蓄しておきましょう。
- 子どもの引き取り方法や集合場所等を事前に話し合っておきましょう。

【学校では】

- 災害が起こった時の避難経路や避難場所について普段からよく確認しておきましょう。
- 学校や地域の防災訓練に参加しましょう。

【地域では】

- 女性の防災委員や地域の女性の意見も取り入れた備蓄や避難所の施設を用意しましょう。
- 地域の高齢者や障害のある人を把握し、有事に備えましょう。

【職場では】

- 職場の防災訓練に参加しましょう。
- 帰宅難民になった時の対応を事前に話し合っておきましょう。

村民の声 アンケート 結果より

【災害時に避難所において、あなたができる役割は何ですか？そして何をしてほしいですか？】

* 地域コミュニティを主体として生活弱者の支援を行政と協働で行う。緊急時の医療機関との受け入れ態勢の強化及び協定、自衛隊の活用と連携強化が必要。
(男性・40代)

* 具体的なことはわかりませんが、役割を指示していただければなにかできると思いますので、訓練等で分担をしてみてもいい。自分のことはなるべく自分でするようにします。(女性・60代)

基本目標7 みんなで推進する体制をつくる

基本施策1 計画の推進体制の整備

本計画を計画的に実施し、必要に応じた見直しを行うためには、庁内における推進体制の構築が不可欠です。そのため、庁内における推進体制として、「いきいきプラン 庁内推進会議（仮称）」を整備し、関係部局との連携や調整を図ります。また、男女共同参画の意識向上を目的とした研修等を、本村の全職員を対象に行うことで、村全体として男女共同参画社会の実現を目指していきます。本計画に関わる情報や推進状況に関しても逐次情報を収集し、村民への公表に努めていきます。

施策の方向

① いきいきプラン 庁内推進会議（仮称）の設置

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内に「いきいきプラン 庁内推進会議（仮称）」を設置し、関係部局間の連携と緊密な調整を図り、全庁的な取り組み体制を整備します。

総務課

② 村職員の意識向上

男女共同参画の意識の向上を図るため、管理職を含んだ役場全職員を対象に男女共同参画に関する研修や学習会を継続的に実施します。

総務課

③ いきいきプラン 推進委員会の活動支援

プランの進捗状況を点検し、推進するためのいきいきプラン 推進委員会の活動を支援します。

総務課

④ 活動拠点の整備

国、県、近隣市町村等の各機関から男女共同参画に関する情報収集に努め、各種団体の活動や交流の拠点、男女共同参画に関する情報の発信源となる活動拠点を整備します。

総務課

⑤ 計画推進状況の情報公開

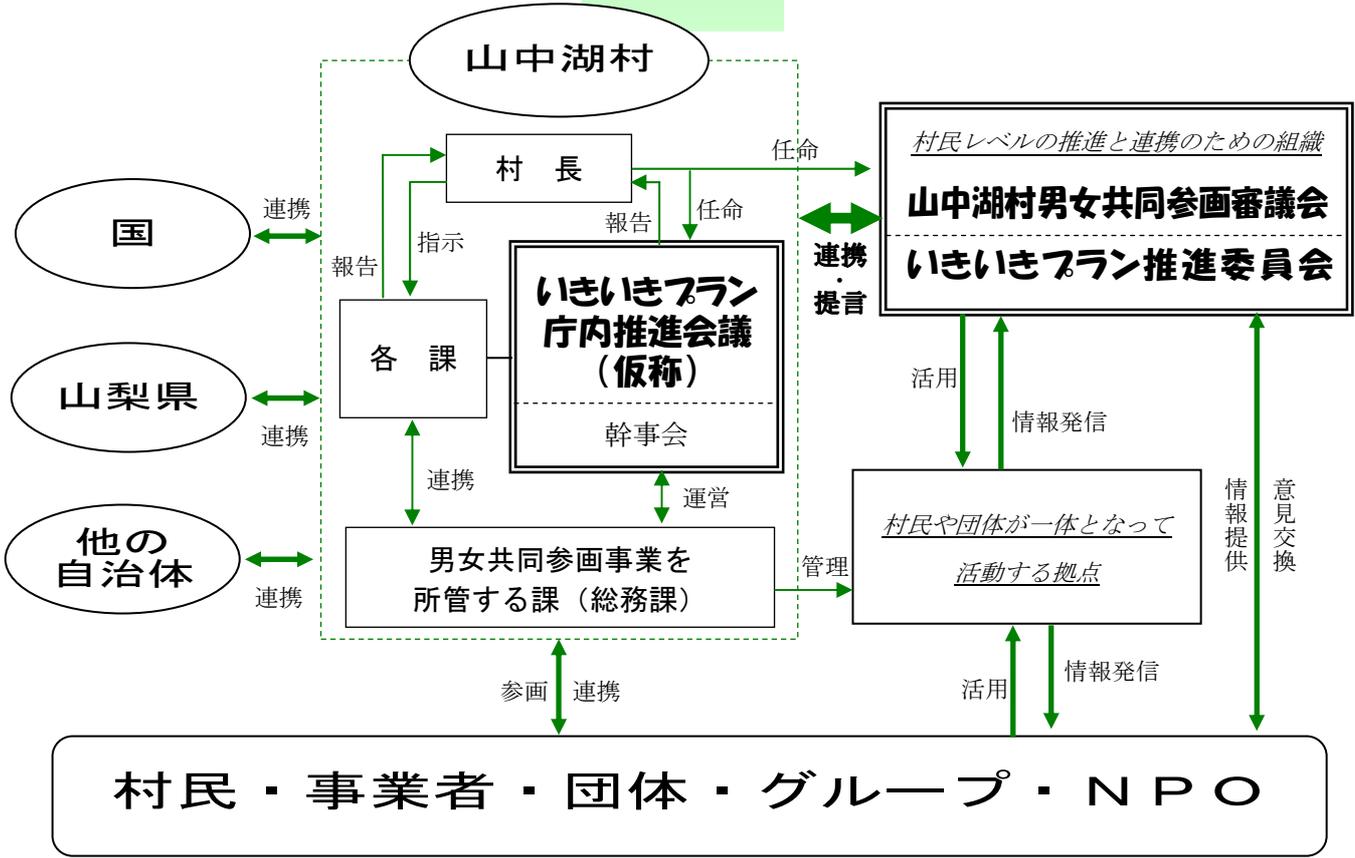
「広報山中湖」や村のホームページ等を通じて、プランの推進状況に関する情報を公開します。

総務課

<第4次 山中湖いきいきプラン 推進体制>

みんなの協働のもと ともに進める
男女共同参画社会の実現

山中湖村男女共同参画推進条例



いきいきプラン 庁内推進会議 (仮称)

男女共同参画社会の実現に向けて、関連施策を総合的、効果的に推進するための庁内会議。
関係部署間の連携と緊密な調整を図り、全庁的な取り組み体制の整備に努めます。

山中湖村男女共同参画審議会 / いきいきプラン推進委員会

プランの立案及び各種施策の推進に向けての提言を行うとともに男女共同参画社会の実現に向けた学習・研究の基幹となる委員会。

村民のみなさんも行動してみましよう

【家庭では】

- 男女共同参画について関心を持ちましょう。
- 男女平等な行動を心がけましょう。

【学校では】

- 本村で行われている男女共同参画のための施策を学びましょう。

【地域では】

- 男女共同参画についての情報を集め、地域の人々に知らせましょう。
- 積極的に委員等になって、話し合いに参加しましょう。

【職場では】

- 男女共同参画について理解を深め、男女共同参画社会の実現を目指しましょう。

第5章 資料編

1 第7期 山中湖いきいきプラン推進委員会名簿

任期期間 平成23年11月1日～平成25年10月31日

NO	地区	氏名	備考
1	山中地区	河内 晶 さ子	委員長
2		高村 園 葉	副委員長
3		中 村 哲	副委員長
4		高村 昭 秀	
5		高村 絹 枝	
6		槌屋 明 美	
7		畑山 佐 由理	
8		羽田 ゆ う子	
9		羽田 一 声	
10	平野地区	天野 洋 尚	
11		天野 厚 美	
12		天野 み どり	
13	長池地区	羽田 芳 美	
14	旭日丘地区	成島 千 夏	

事務局	大 森 修	総務住民統括
	坂 本 輝 幸	総務課長
	高 村 一	総務課長補佐

2 第3次山中湖いきいきプランの期間における

山中湖いきいきプラン推進委員会の活動状況

日時	策定経過
平成22年1月	【委員講座】 山梨県立大学池田政子先生 講座 新メンバーも男女共同参画の意義を理解
平成22年3月	【県外視察】 東京都港区 女性と仕事の未来館ほか 働く女性、働きたい女性の支援、 自分らしい働き方の実現サポートの場を視察
平成22年11月	【講演研修会】 山中湖に観光の輝(ひか)りを～次世代を担う子どもたちのために 講師 渡邊法子さん(京丹後市観光協会事務局長、前伊豆稲取事務局長)
平成23年2月	【県外研修】 埼玉県深谷市 深谷Lフォルテほか 商業施設内に併設された男女共同参画推進センター、 市民の多目的利用状況を視察
平成24年2月	【ダイヤモンド富士 ハッピーバレンタインデー】 交流プラザ「きらら」 若者に目を向けた定住、出会い、観光PR等を兼ねたイベント開催
平成24年3月	【県外視察研修】 群馬県前橋市 ぐんま男女共同センターほか 県立で唯一の施設を視察
平成24年9月	【講演研修会】 住民に必要とされる自治会づくり～防災に強いまちづくりとは～ 人を助け人に助けられる自治会を目指して 講師 佐藤良子さん(東京都立川市大山自治会長)
平成25年3月	【県外視察研修】 東京都立川市大山自治会ほか 防災・減災の視点からの施設整備や助け合い状況等を視察
平成25年6月	【講演研修会】 防災面から考える地域コミュニティ ～人を助け人に助けられる地域を目指して～ 講師 石阪督規先生(東京未来大学)

3 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

公布：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
施行：平成 11 年 6 月 23 日
改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
施行：平成 13 年 1 月 6 日
改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号
施行：平成 13 年 1 月 6 日前文

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及

び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政

上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適

切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

[第四条 総理府設置法の一部改正]

附 則 [平成11年7月16日法律第102号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定 内閣法の一部を改正する法律の施行前の日で別に法律で定める日

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

附 則 [平成11年12月22日法律第160号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

(2) 山梨県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 28 日公布

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 11 条—第 20 条）

第 3 章 性別による権利侵害の禁止（第 21 条）

第 4 章 山梨県男女共同参画審議会（第 22 条・第 23 条）

第 5 章 雑則（第 24 条）

附則

すべての人は、法の下に平等であり、個人として互いに尊重されなければならない。

山梨県においては、これまでも、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。

このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画の推進にあたっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第8条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業活動における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策

三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置)

第 12 条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の促進)

第 13 条 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第 14 条 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、6月とする。

3 県は、男女共同参画に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(苦情の処理及び相談への対応)

第 15 条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者から苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第 1 項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第 16 条 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進)

第 17 条 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 19 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 知事は、必要があると認める場合には、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第 20 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第21条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

第4章 山梨県男女共同参画審議会

（山梨県男女共同参画審議会）

第22条 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第23条 審議会に、部会を置き、第15条第3項に規定する事項の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

- 2 部会は、審議会の指名する委員3人をもって構成する。

第5章 雑則

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(3) 山中湖村男女共同参画推進条例

平成 16 年 10 月 1 日 公布・施行
平成 16 年 山中湖村 第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）

第 2 章 基本的施策等（第 12 条—第 17 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 18 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

前 文

すべての人は、性別にかかわらず平等であり、一人ひとりが大切な存在であり、個人として互いにその人格を尊重し、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

我が山中湖村は、美しい山々や湖が四季折々にみせる一大自然美とさわやかな高原の気候を生かし、国内外から多くの観光客を受け入れ、観光を基幹産業として発展してきた。今後、少子高齢化、経済活動の国際化、情報通信高度化などが急激に進む中で、我が村が、国際観光リゾート地として更なる発展と活力を生み出していくためには、男女がそれぞれの特性を生かし、従来の良き伝統文化や慣習などを軽視することなく、お互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築いていくことが求められている。

山中湖村では、これまでも男女共同参画を進めるためにいろいろな取組を行ってきましたが、現実には依然として、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行等が根強く残っており、対等なパートナーとして男女がともに意思決定の場へ参画している機会はまだ少ない。

このことは男女の多様な生き方の選択を妨げることになっている。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人の絆を大切にし家庭や学校、保育所、職場、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結び合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である。

このような認識の下に、私たちは男女共同参画社会の実現を強く念願し、男女共同参画基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定め、その取組を村、村民、事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に係る基本理念、実現すべき姿並びに村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、村民一人ひとりの個性が光り輝き、男女がのびのびとまちづくりに参画し、ともに生き生きと暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が一人ひとりの人間として尊重され、性別によって差別されることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場であらゆる分野における活動に参画し、もって等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに責任を担うべきことをいう。
- (2) 村民 村内に居住し、通勤し、または村内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 村内において事業を行い、又は活動する全ての法人若しくは個人、団体その他の組織をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により他の者を不愉快にさせ、又は相手方の就業その他の生活環境を害する言動をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係のある男女間における身体的または精神的な苦痛を与える暴力、その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる活動分野において、男女間における参画機会の格差を改善するため、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が性の違いによる差別を受けず、個人として能力を発揮する機会が得られ、男女の人権が等しく尊重されること。
- (2) 男女が相互の協力及び社会の支援を受けながら、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、保育所、職場、地域等における活動とが両立して行えるようにすること。
- (3) 村や事業者における政策又は方針・計画の立案及び決定に男女の個人としての能力が尊重され、対等な立場で共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 村に多種多様な文化をもつ外国人が居住、来訪することに鑑み、その文化について理解し、人権を尊重するとともに、国際社会における男女平等推進の取組と連携することを旨とした異文化協力と国際協力が推進されること。

(実現すべき姿)

第4条 村、村民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を男女共同参画によるまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 男女の特性を生かしつつ、性別にかかわらず、それぞれの個性を重視し、「その人らしさ」を大切にす家庭になること。
 - イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、その能力、適性をみんなが認め合い、明るく豊かで充実した家庭になること。
 - ウ 「男は仕事」・「女は家庭」の意識を超えて、家事、子育て、介護などの家庭のいとなみに家族全員が関わり、苦楽を共に分かち合い、家族のつながりが深まること。
- (2) 地域において実現すべき姿
 - ア 男女が連帯して地域の諸活動に参画し、企画や実践に関わることによって満足感と達成感が得られ、生きがいと活力のある地域づくりが進められること。
 - イ 性別による固定的な役割分担意識に基づく古い慣習、しきたりなどの制約を克服し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。

ウ 男女がともに積極的な社会参画により、多様なリーダーシップが発揮されること。

エ すべての人の人権が尊重され、男女がともに家庭生活における活動と職場、地域等における活動とを両立して行える心豊かな地域社会がつけられること。

(3) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性などが合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がない、生き生きとした職場になること。

イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活や地域活動が活力とゆとりのある充実したものとなること。

ウ 育児休業や介護休業を男女ひとしく積極的に取得することができ、仕事と家庭が両立するようになること。

エ 妊娠・出産期、更年期など女性の生涯の各段階に応じた適切な健康管理が行われること。

オ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつけられること。

(4) 学習・啓発・意識改革により実現すべき姿

ア 男女の特性を生かしつつ、性別にかかわらず、それぞれの個性や人権を大切にする子どもが育つこと。

イ 男女の別なく、子育て支援、介護、ボランティアなどの体験を重視した学習が進むこと。

ウ 進学や就職などにおいて、性別にとらわれない、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重されること。

エ 家庭、地域、職場、学校、保育所などにおいて、性別にとらわれない係や当番などの役割分担が行われること。

オ 老若男女を問わず、村民ひとしく男女共同参画について学習する機会が増進されること。

(村の責務)

第5条 村は、基本理念に基づき男女共同参画の実現に向けた施策を総合的に策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 村は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 村は、総合的な男女共同参画施策を促進するに当たり、村民、事業者、国、県及び他市町村と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、家庭、職場、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会について理解を深め、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画する機会の確保及び仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努めるとともに、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における責務)

第8条 あらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、個々の教育の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮しなければならない。

2 次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域においても男女がともに積極的に参画できるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる場において、性別を理由とする権利侵害や差別的扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、全ての男女間において、ドメスティック・バイオレンス等の個人の尊重を踏みにじる身体もしくは精神的に苦痛を与える暴力や虐待を行ってはならない。

(積極的改善の措置)

第10条 村は、男女共同参画のまちづくりのため、政策決定の機会その他において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画のまちづくりのため、その事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報に関する留意)

第11条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、性的感情を著しく刺激する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第12条 村は、男女共同参画の推進を図るため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進しなければならない。

(年次報告)

第13条 村長は、男女共同参画の施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを村民及び事業者に公表するものとする。

(相談及び苦情の申出への対応)

第14条 村は、性別による差別的取り扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、村民及び事業者から相談の申出があった場合には、他の関係機関等と連携をとり、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 村は、村が実施する男女共同参画推進に関する施策又は男女共同参画推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、村民及び事業者から苦情の申し出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(村民及び事業者の自主的な活動への支援)

第15条 村は、村民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営業者における就業環境整備の促進)

第 16 条 村は、家族が従事している個人事業において、その家族が経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 17 条 村は、男女共同参画の推進に関する国際的な相互連携協調を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 山中湖村男女共同参画審議会

(設置)

第 18 条 男女共同参画社会の形成を図るため、山中湖村男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 19 条 審議会は、この条例に定める事項のほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ重要な事項について審査する。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 村民

(2) 各種団体の関係者

(3) その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第4次 山中湖いきいきプラン

平成 25 年 10 月

発 行
企画・編集

山 中 湖 村
山中湖村 総務課

〒401-0595

山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

電 話 0555-62-1111

F A X 0555-62-3088

E-mail : soumu@vill-yamanakako.com



サンショウバラ(村の花)

第4次 山中湖いきいきプラン



フジマリモ(県の天然記念物)



Yamanakako